

平成 28 年 1 月 29 日

【照会先】

医薬・生活衛生局血液対策課

課長補佐：清水（内線 2909）

課長補佐：近藤（内線 2905）

（電話代表）：03（5253）1111

報道関係者各位

平成 25 年度に実施したフィブリノゲン製剤納入医療機関 書面調査の結果（追加報告分を含む。）を公表します

1. 調査の目的

フィブリノゲン製剤を投与された方やその御遺族の方に医療機関を通じて投与事実をお知らせすることにより、肝炎の早期発見・早期治療及び「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 9 因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の支給に繋げていく必要があります。

厚生労働省では、フィブリノゲン製剤の納入実績のある医療機関に対して、平成 6 年以前の診療録等による製剤投与事実の確認及び製剤投与が判明した方への受検勧奨について、書面により協力依頼するとともに、その状況調査を行い、調査結果を厚生労働省ホームページに公表してまいりました。

「平成 25 年度に実施したフィブリノゲン製剤納入医療機関書面調査の結果」については、既に、平成 26 年 12 月 16 日付けで公表していたところですが、この度、平成 28 年 1 月 6 日までに回収・精査した医療機関からの回答を含めて取りまとめを行いましたので結果をお知らせいたします。

2. 調査の対象施設

フィブリノゲン製剤納入医療機関のうち、所在地不明等を除いた 5,677 の医療機関を対象に実施しました（回答は現在も受付中）。

3. 調査結果の集計状況（平成 28 年 1 月 6 日時点）

回答があった 4143 施設をとりまとめた結果は以下の通りです。

(1) 「フィブリノゲン製剤を投与されたことが判明した方」がいると回答のあった医療機関数と元患者数

○ 医療機関数 1017 施設

○ 元患者数 15019 人

(2) フィブリノゲン製剤投与時期について回答があった医療機関数と元患者数

- 医療機関数 881 施設
- 元患者数 14080 人

(3) 元患者への投与の事実のお知らせ状況

- お知らせした 8186 人
- お知らせしていない 6833 人
 - 投与後に原疾患等により死亡 (人数) 1332 人
 - 連絡先が不明又は連絡がつかない (人数) 3476 人
 - ・ うち住民票調査を実施した (人数) 599 人
 - 肝炎ウイルス検査の結果が陰性 (人数) 523 人
 - 今後お知らせする予定である (人数) 428 人
 - その他 (未記入含む) (人数) 1074 人

(4) 元患者の方に一人でも投与の事実をお知らせした医療機関の数 724 施設

(5) 診療録等の保管状況

平成6年以前の診療録等が次のいずれかにより保管されている施設数 1269 施設
(内訳)

- 診療録 (カルテ) 763 施設
- 手術記録あるいは分娩記録 807 施設
- 製剤使用簿 88 施設
- 処方箋 105 施設
- 輸液箋あるいは注射指示箋 159 施設
- レセプトの写し 62 施設
- その他 (入院サマリーあるいは退院サマリー等) 447 施設

(6) 納入実績について回答があった施設数

- 納入時期について回答があった施設 2448 施設
- 納入本数について回答があった施設 2295 施設

(7) 投与時期について回答があった元患者数の投与年別 (昭和39年から平成6年まで)
の内訳人数

昭和39年	0
昭和40年	5
昭和41年	10
昭和42年	6
昭和43年	11
昭和44年	20
昭和45年	15
昭和46年	25
昭和47年	36
昭和48年	57
昭和49年	66

昭和50年	64
昭和51年	75
昭和52年	100
昭和53年	118
昭和54年	258
昭和55年	358
昭和56年	396
昭和57年	532
昭和58年	970
昭和59年	1471
昭和60年	1865
昭和61年	2558
昭和62年	2735
昭和63年	1634
平成元年	236
平成2年	185
平成3年	109
平成4年	59
平成5年	51
平成6年	55

4. フィブリノゲン製剤を投与された可能性のある方へ

(1) 「肝炎検査」の受検勧奨について

平成6年以前に使用された可能性のある方に対しては、C型肝炎ウイルス検査受検の呼びかけを行っております。検査は保健所又は自治体が委託する医療機関において、概ね無料で受検できます。受検に関して詳しくは、以下厚生労働省肝炎総合対策推進国民運動事業（「知って、肝炎」プロジェクト）、及び肝炎ウイルス検査に関する検査情報サイト（肝炎ウイルス検査マップ）をご参照ください。

<http://www.kanen.org/qanda/>

<http://www.kanen.ncgm.go.jp/kan-en/>

また、医療機関ごとのカルテ等の保管状況や精査状況等の情報は、以下厚生労働省サイト内の＜公表医療機関等一覧＞の情報を更新する形で公表しております。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/01/h0117-2/>

(2) 「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第9因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」について

特定のフィブリノゲン製剤を投与されたことによって、C型肝炎ウイルスに感染された方々に対しては、法律に基づき給付金を支給する制度があります。詳細は、以下厚生労働省サイトをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/fivwakai/index.html

(3) 厚生労働省フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口

上記(1)、(2)に関し、ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

◎厚生労働省フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口

フリーダイヤル 0120-509-002

受付時間：9：30～18：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

(参考)

平成19年度に実施した調査の集計結果は、以下厚生労働省サイトをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000018750.html>